【県内で応急危険度判定を実施する場合】
民間判定士への連絡フロー

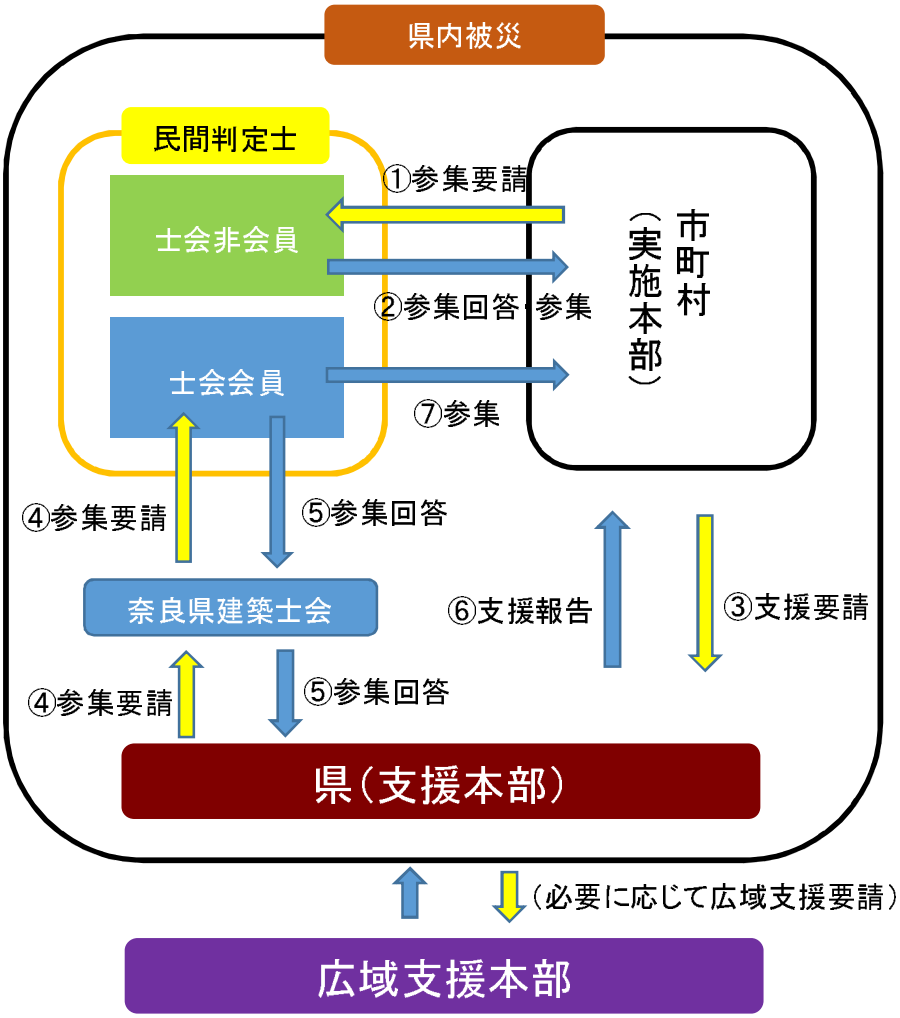

①応急危険度判定の実施を決定した市町村は、当該市町村に在住（県外在住の方は、在勤の市町村）の士会非会員民間判定士へメール（電話）にて参集要請
②判定活動に参加出来る士会非会員民間判定士は、実施本部（市町村）に参集出来る旨を回答・参集

↓↓士会非会員民間判定士では判定士数が不足する、資機材が不足する場合↓↓

③市町村から県へFAXにて支援要請
④県から奈良県建築士会へメール（電話）にて参集要請し、奈良県建築士会から士会会員民間判定士へメール（電話）にて参集要請
⑤判定活動に参加出来る士会会員民間判定士は、奈良県建築士会に参集出来る旨を回答し、奈良県建築士会から支援本部（県）へ回答
⑥県から支援要請のあった市町村へ応援可能数を報告
⑦士会会員民間判定士は、実施本部（市町村）へ参集